

【事務所報 NEWS】

平成 23 年 3 月 31 日

岡経営労務事務所（社会保険労務士）

経営労務協会（労働保険事務組合）

TEL 045-471-7749 FAX 045-471-7759 URL
http://www.okakeiei.jp/

発行年月時点の情報をもとに記載しており、閲覧時の法令・運用と異なることがあります

このたびの地震におきまして被災された皆様には謹んでお悔やみとお見舞いを申し上げます

3 月 14 日付【事務所報 NEWS】で地震の労災適用について記載しましたが、先般、厚生労働省から「東北地方太平洋沖地震と労災保険 Q & A」が発表されましたのでお知らせします。

～地震・津波の労災保険適用について幅広く解釈しています～

厚生労働省から発表された Q & A によれば、仕事の中に被災した地震・津波等の労災保険適用について幅広い解釈をしています。

3 月 14 日付【事務所報 NEWS】でもお知らせのとおり、「天災地変による災害に係る業務上外の考え方については、従来より、被災労働者が、作業方法、作業環境、事業場施設の状況等からみて危険環境下にあることにより被災したものと認められる場合には、業務上の災害として取り扱う（平成 7 年 1 月 30 日付け「兵庫県南部地震における業務上外等の考え方について」）とありますが、今回の「東北地方太平洋沖地震と労災保険 Q & A（厚生労働省労働基準局労災補償部事務連絡平成 23 年 3 月 24 日）」および「東北地方太平洋沖地震に伴う労災保険給付の請求に係る事務処理について（基労補発 0311 第 9 号）」では、基本的な取り扱いは「阪神大震災」と同様としているものの、「事例」については「阪神大震災」よりも多くの例示を掲載し、かつ、幅広い労災保険適用の解釈を示しているのです。

Q & A や行政通達からは、「今回の震災で仕事の中や通勤途中に被災された方は一部の例外（明らかな私的行為中など）を除いて労災保険の申請を行ってください」「その後、労災か労災でないかは行政で判断します」と読み取れます。

※以下に厚生労働省配布の関係文書を添付しますのでご参照ください。

「東北地方太平洋沖地震と労災保険 Q & A（厚生労働省労働基準局労災補償部事務連絡平成 23 年 3 月 24 日）」

「東北地方太平洋沖地震に伴う労災保険給付の請求に係る事務処理について（基労補発 0311 第 9 号平成 23 年 3 月 11 日）」

「東北地方太平洋沖地震に伴う労災診療の取扱いについて（基労補発 0314 第 1 号平成 23 年 3 月 14 日）」

事務連絡
平成23年3月24日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災管理課長
補償課長
労災保険業務課長

「東北地方太平洋沖地震と労災保険Q&A」の送付について

東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）に伴う労災保険給付の請求に係る事務処理については、平成23年3月11日付け基労補発0311第9号等により既に指示したところであるが、地震に関連して、労災保険の請求などでよくある質問について、「東北地方太平洋沖地震と労災保険Q&A」を作成したので、請求人等への周知等に活用されたい。

東北地方太平洋沖地震と労災保険Q & A



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

目 次

1 業務災害関係

- 1-1 工作中に地震や津波に遭遇して、ケガをしたのですが、労災保険が適用されますか。
- 1-2 夫は船員で、船舶に乗り込んで仕事をしている最中に津波に遭い、船が転覆し亡くなりました。労災保険が適用されますか。
- 1-3 工作中に地震にあつて、会社のある地域に避難指示が出たので避難している最中に津波によりケガをした（死亡した）場合は、労災保険が適用されますか。
- 1-4 工作中に津波にあつて未だ行方不明の場合、行方不明の方の家族は労災保険の請求はできるのでしょうか。
- 1-5 被災地へ出張していた際、出張用務中に地震や津波に遭い、ケガをした（死亡した）場合、労災保険が適用されるのでしょうか。
- 1-6 業界団体からの要請に基づいて従業員を被災地に派遣（在籍出向・転籍出向）させる場合、赴任途上も含めて現地での業務・通勤に労災保険は適用されるのでしょうか。
- 1-7 休憩時間中に地震や津波にあつて負傷した場合、労災保険は適用されるのでしょうか。
- 1-8 外回りの営業に出ていた従業員が地震や津波で死亡した（行方不明になった）場合、労災保険は適用されるのでしょうか。

2 通勤災害関係

- 2-1 自宅が津波により被災したため、避難所から会社へ通勤していますが、その途上でケガをした場合、通勤災害になりますか。
- 2-2 父親が会社を出て帰宅途中と思われる時間帯に、津波に遭い亡くなりました。通勤経路やどのあたりで被災したかはわかりませんが、労災請求できますか。
- 2-3 会社からの帰宅途上で、津波警報が出たため、自宅へ向かわず避難場所へ移動する際にケガをしました。この場合通勤災害になりますか。
- 2-4 いつも電車で通勤していますが、地震のため電車のダイヤが大幅に乱れているため、通常より2時間以上早く自宅を出て会社へ向かっている際にケガをした場合、通勤災害になりますか。
- 2-5 いつも電車で通勤していますが、電車が復旧しません。会社はオートバイでの通勤を認めていませんが、渋滞が激しく、オートバイを使わざるを得ません。このオートバイで通勤中にケガをした場合、補償の対象となるのでしょうか。
- 2-6 地震で電車が止まってしまったので、4時間歩いて家に帰ってしまいました。その時にケガをした場合、通勤災害になりますか。
- 2-7 電車が止まっていたため、その日は会社近くのホテルに宿泊し、翌朝ホテルから出勤する途上でケガをしました。この場合通勤災害になりますか。
- 2-8 地震のため電車が動いておらず、職場で一晩とまってから翌朝帰宅しました。帰宅途中にケガをした場合、通勤災害になりますか。
- 2-9 地震でケガをして入院している妻の看護のために、寝泊まりしている病院から出勤する途中でケガをしましたが、通勤災害になりますか。

- 2-10 地震で自宅が倒壊したため、その後は友人の家に一時的に住まわせてもらっています。友人の家から会社まで行く際のケガは通勤災害になりますか。

3 診療費関係

- 3-1 工作中に被災してケガをしたので医療機関に受診したいのですが、津波により事業場がなくなりました。この場合でも受診できますか。
- 3-2 労災指定されている医療機関はどこで確認すればよいですか。
- 3-3 会社から避難中にケガをし、保険証もなかったので全額自己負担で受診しました。今から申請できますか。
- 3-4 地震で最寄りの病院が閉鎖し、受診できなくなりました。外の病院に通院していますが遠いので交通費が負担になっています。どうにかありませんか。

自宅以外の避難所等に避難されている方へ

4 請求書の提出関係

- 4-1 工作中に、今回の震災でケガをしました。現在、避難所で生活していますが、労災の請求はどこにすればいいですか。
- 4-2 現在休業補償給付を受けています。私が手続をしている労働基準監督署が被災し、閉庁しているようですが、どうしたらよいですか。
- 4-3 現在休業補償給付を受けています。避難所にいるため、いつも使っていたATMが遠くなりました。振り込んでもらう口座を変更したいのですが、どうしたらよいですか。

地震の影響でこれまでの労災手続きが困難になっている方へ

5 年金関係

- 5-1 遺族補償年金を受けていた母が津波に巻き込まれて亡くなりました。何か補償はあるのでしょうか。
- 5-2 この度の震災により、労災年金の振込先金融機関の通帳・キャッシュカードを紛失してしまいましたが、口座から労災年金を引き出すことができるのでしょうか。
- 5-3 郵便局窓口での現金払いで労災年金を受領していますが、震災の影響で送金通知書がまだ届いていません。すぐに年金が必要なのですが、どうすればよいのでしょうか。
- 5-4 震災で年金証書を消失（紛失）してしまいましたが、再発行はできるのでしょうか。
- 5-5 地震により家屋が倒壊したため、親戚へ身を寄せることにしましたが、何か手続きが

必要でしょうか。

6 診療費関係

6-1 今まで受診していた医療機関が地震による倒壊等のため受診できなくなりました。他の医療機関に受診したい場合はどうすればよいですか。

7 義肢等補装具関係

7-1 震災で労災保険から支給された車いすが壊れてしまいました。どうにかならないでしょうか。

8 その他

8-1 休業補償給付を受けていた父が逃げ遅れて亡くなりました。何か補償はあるのでしょうか。

9 審査請求関係

9-1 監督署長からの不支給決定に不服があるが、不支給決定通知には、決定があったことを知った日から60日以内に審査請求できるとされていますが、震災によりこの期間内に審査請求できそうもありません。どうしたらよいですか。

9-2 現在、審査請求しており、口頭で意見を述べたいが、震災で出頭できそうもありません。どうしたらよいでしょうか。

東北地方太平洋沖地震と労災保険Q & A

東北地方太平洋沖地震に関連して、労災保険の請求などでよくある質問についてQ & Aの形にまとめました。

○労災認定の考え方について

仕事中に、地震や津波により建物が倒壊したこと等、業務が原因で被災された場合は、労災補償の対象となります。

通勤途上で被災された場合も、業務災害と同様に労災補償の対象となります。

1 業務災害関係

1-1 仕事中に地震や津波に遭遇して、ケガをしたのですが、労災保険が適用されますか？

(A)

仕事中に地震や津波に遭い、ケガをされた（死亡された）場合には、通常、業務災害として労災保険給付を受けることができます。

これは、地震によって建物が倒壊したり、津波にのみ込まれるという危険な環境下で仕事をしていたと認められるからです。

「通常」として扱っているのは、仕事以外の私的な行為をしていた場合を除くためです。

1-2 夫は船員で、船舶に乗り込んで仕事をしている最中に津波に遭い、船が転覆し亡くなりました。労災保険が適用されますか。

(A)

船員についても、労災保険法上の労働者として労災保険の適用があります。

したがって、船舶で仕事最中に津波に巻き込まれ被災された場合には、業務災害として労災保険給付が受けられます。

1-3 仕事最中に地震にあつて、会社のある地域に避難指示が出たので避難している最中に津波によりケガをした（死亡した）場合は、労災保険が適用されますか。

(A)

仕事最中に地震があり避難することは、仕事に付随する行為となります。

したがって、津波に限らず、避難行為中に怪我をされた場合は、通常、業務災害として労災保険給付が受けられます。

基本的な考え方はQ1と同じです。

1-4 仕事最中に津波にあつて未だ行方不明の場合、行方不明の方の家族は労災保険の請求はできるのでしょうか。

(A)

震災により行方不明となった方については、警察の調査により死亡が判明した場合、あるいは、民法の規定により行方不明となった時から一年後に死亡と見なされた場合、労災保険の遺族補償給付の請求ができます。

なお、今回の震災により行方がわからない方については、特例的に民法に規定する一年よりも短い期間で労災認定ができるようにすることを検討中です。

1-5 被災地へ出張していた際、出張用務中に地震や津波に遭い、ケガをした（死亡した）場合、労災保険が適用されるのでしょうか。

(A)

出張は、開始から終了まで業務遂行性（業務命令に服している状態）があるとされていますので、この間に地震や津波などの災害に遭った場合には、私的行為中などを除いて、労災保険の適用があります。

1-6 業界団体からの要請に基づいて従業員を被災地へ派遣（在籍出向・転籍出向）させる場合、赴任途上も含めて現地での業務・通勤に労災保険は適用されるのでしょうか。

(A)

お尋ねの場合では、出向先までの赴任途中の災害については、原則、出向先の労災保険が適用されます。

また、出向先での勤務が始まった場合には、通常の勤務となるので業務災害や通勤災害の適用があります。

なお、出向ではなく、出張として派遣されたときは、出張開始から終了までに起こった災害は、私的行為中などを除いて、労災保険が適用されます。

1-7 休憩時間中に地震や津波に遭って負傷した場合、労災保険は適用されるのでしょうか。

(A)

休憩時間中でも事業場の管理する施設（会社の建物の中など）にいる時に、地震や津波があり、建物が倒壊したり押し流されたりして被災した場合には、仕事と同じ考え方（Q1）で業務上の災害として労災保険給付が受けられます。

1-8 外回りの営業に出ていた従業員が地震や津波で死亡した場合、労災保険は適用されるのでしょうか。

(A)

事業場の外で勤務しているときに地震や津波に遭遇し、被災した場合には、その時に明らかに私的行為中でない限り、危険な環境で仕事をしていたとして業務災害と認められ、労災保険給付が受けられます。

2 通勤災害関係

2-1 自宅が津波により被災したため、避難所から会社へ通勤していますが、その途上でケガをした場合、通勤災害になりますか。

(A)

地震や津波により自宅が倒壊や押し流されたりしたために避難所で生活をされている方は、避難所が「住居」となりますので、「住居」から会社へ向かう際の災害は通勤災害として認められます。

2-2 父親が会社を出て帰宅途中と思われる時間帯に、津波に遭い亡くなりました。通勤経路や、どのあたりで被災したかはわかりませんが、労災請求できますか。

(A)

被災の状況がわからない場合であっても、明らかに通勤とは別の行為を行っているということでなければ通勤災害として認定されます。ご自分で判断ができない場合についても、請求書を受け付けて調査しますので、労災請求をお勧めします。

2-3 会社からの帰宅途上で、津波警報が出たため、自宅へ向かわず避難場所へ移動する際にケガをしました、この場合通勤災害になりますか。

(A)

通勤中に警報が出たため避難することは通勤に通常伴う行為ですので、通勤災害として認定されます。

2-4 いつも電車で通勤していますが、地震のため電車のダイヤが大幅に乱れているため、通常より2時間以上早く自宅を出て会社へ向かっている際に怪我をした場合、通勤災害になりますか。

(A)

会社に早く行かなければいけない事情がある場合には、その事情の範囲内で早めに出勤しても通勤として認められます。

なお、この場合でも途中で逸脱や中断をした場合は通勤ではなくなりますので、気をつけてください。

2-5 いつも電車で通勤していますが、電車が復旧しません。会社はオートバイでの通勤を認めていませんが、渋滞が激しく、オートバイを使わざるを得ません。このオートバイで通勤中にケガをした場合、補償の対象となるでしょうか。

(A)

会社へ届け出をしていない又は承認を受けていない場合であっても、合理的な経路・方法の通勤であれば補償を受けることができます。

2-6 地震で電車が止まってしまったので、4時間歩いて家に帰りました。その時にケガをした場合、通勤災害になりますか。

(A)

普段通勤に使用している電車等がその運行状況によって使用できずに、歩いて帰らざるを得ない状況であれば、通勤と認められます。

なお、この場合でも途中で逸脱や中断をした場合は通勤ではなくなりますので、気をつけてください。

2-7 電車が止まっていたため、その日は会社近くのホテルに宿泊し、翌朝ホテルから出勤する途上でケガをしました。この場合通勤災害になりますか

(A)

地震によって電車が運休し、自宅に帰ることができずに会社近くのホテルに泊まった場合には、宿泊したホテルを「住居」と認められます。したがって、翌日、会社に勤務のため向かう行為は通勤と認められます。

なお、この場合でも途中で逸脱や中断をした場合は通勤ではなくなりますので、気をつけてください。

2-8 地震のため電車が動いておらず、職場で一晩とまってから翌朝帰宅しました。帰宅途中にケガをした場合、通勤災害になりますか。

(A)

電車が動かないというようなやむを得ない事情がある場合、職場に宿泊してから帰宅する際のケガは通勤災害として認定されます。

なお、この場合でも途中で逸脱や中断をした場合は通勤ではなくなりますので、気をつけてください。

2-9 地震でケガをして入院している妻の看護のために、寝泊まりしている病院から出勤する途中でケガをしましたが、通勤災害になりますか。

(A)

看護のために病院で寝泊まりをしている場合、病院から会社へ行く際のケガは通勤災害として認定されます。

2-10 地震で自宅が倒壊したため、その後は友人の家に一時的に住まわせてもらっています。友人の家から会社まで行く際のケガは通勤災害になりますか。

(A)

お尋ねのような事情がある場合には、友人宅が「住居」と認められますので、通勤災害として認定されます。

3 診療費関係

3-1 仕事中に被災してケガをしたので医療機関に受診したいのですが、津波により事業場が無くなりました。この場合でも受診できますか。

(A)

今回の震災では、労災請求される場合に

- ① 任意の様式で請求できること
- ② 事業主や診療した医師の証明がなくても受け付けること

などの弾力的な運用をしています。

病院に行かれた場合には、労災で受診したいと医療機関に申し出てください。

また、労災保険に関する総合的な出張相談を実施しています。この相談窓口で必要な用紙や書き方の説明の外に請求書も受け付けていますのでご活用ください。

3-2 労災指定されている医療機関はどこで確認すればよいですか。

(A)

今回の震災では、労災保険に関する総合的な出張相談を実施しています。この相談窓口で労災指定医療機関の場所や名前が分かります。

また、労災指定になっていない医療機関についても、ケガをされた労働者に一時的な自己負担が生じないように、積極的に労災指定医療機関になるようお願いしています。

費用の負担のない労災指定医療機関での受診をお勧めしますが、お近くに労災指定医療機関がない場合には、一時的に費用の負担が生じますのでご注意ください。

3-3 会社から避難中にケガをし、保険証もなかったので全額自己負担で受診しました。今から労災申請できますか。

(A)

仕事中に避難し、その途中でケガをされた場合には業務上として労災保険の療養が受けられます。既に自己負担されていても、その自己負担分が労災保険から支払われますので、自己負担した金額が確認できる領収書などを添付して請求することとなります。

今回の震災では、労災請求される場合に

- ① 任意の様式で請求できること
- ② 事業主や診療した医師の証明がなくても受け付けること

などの弾力的な運用をしています。

また、請求書の提出方法についても

- ① 最寄りの監督署への提出

② 出張相談を利用しての提出
を可能としていますのでご活用ください。

3-4 地震で最寄りの病院が閉鎖し、受診できなくなりました。他の病院に通院
していますが遠いので交通費が負担になっています。どうにかありませんか。

(A)

労災保険では、片道が 2 km以上の通院については、交通費（通院費）の支給ができません。通院費が支給されるのは、

- ① お住まいと同一の市町村の適切な医療機関
- ② 同一市町村に適切な医療機関がない場合は、近隣市町村の適切な医療機関
- ③ ①②に適切な医療機関がない場合は最寄りの適切な医療機関

となっています。

今回の震災では、労災保険に関する総合的な出張相談を実施していません。この相談窓口や監督署、労働局で通院費支給のための請求書の書き方などの相談を受け付けていますのでご活用ください。

自宅以外の避難所等に避難されている方へ

4 請求書の提出関係

4-1 仕事中に、今回の震災でケガをしました。現在、避難所で生活していますが、労災の請求はどこにすればいいですか。

(A)

労災の請求は、通常、事業場（会社）を管轄する労働基準監督署に請求書を提出していただきますが、今回の震災で被災された方については、

- ① 最寄りの監督署への提出
- ② 出張相談を利用しての提出

を可能としていますのでご活用ください。

4-2 現在休業補償給付を受けています。私が手続をしている労働基準監督署が被災し、閉庁しているようですが、どうしたらよいですか。

(A)

労災の請求は、事業場（会社）を管轄する労働基準監督署に請求書を提出していただきますが、今回の震災によって、監督署が閉鎖しているところもあります。このため、労災保険の請求書は、

- ① 最寄りの監督署への提出
- ② 出張相談を利用しての提出

などの弾力的な運用をしていますのでご活用ください。

4-3 現在休業補償給付を受けています。避難所にいるため、いつも使っていたATMが遠くなりました。振り込んでもらう口座を変更したいのですが、どうしたらよいですか。

(A)

お振り込み口座の変更は休業補償給付の請求書でできます。請求書に「口座変更」欄があるので、新たに希望する口座を記載して提出してください。

今回の震災によって、監督署が閉鎖しているところもあります。このため、労災保険の請求書は、

- ① 最寄りの監督署への提出
- ② 出張相談を利用しての提出

などの弾力的な運用をしていますのでご活用ください。

地震の影響でこれまでの労災手続きが困難になっている方へ

5 年金関係

5-1 遺族補償年金を受けていた母が津波に巻き込まれて亡くなりました。何か補償はあるのでしょうか。

(A)

労災保険の遺族補償年金では、受給権者のうち最先受給権者が保険給付を受け取ることとしていますが、最先順位者が死亡等により失権した場合は、次順位者に繰り下げて年金の支給をします。これを「転給」と呼んでいます。

また、転給する遺族がないときは、既に支払った遺族補償年金の額と一定額（給付基礎日額の1000日分）との差額を支給できます。

お尋ねの場合がどちらか不明ですが、詳しくは監督署、労働局や出張相談窓口でご相談ください。

5-2 震災により、労災年金の振込先金融機関の通帳・キャッシュカードを紛失してしまいましたが、口座から労災年金を引き出すことができるのでしょうか。

(A)

労災年金の振込先に指定された金融機関の通帳・キャッシュカードを紛失した場合であっても、各金融機関において非常時の取扱いがなされ、預金者本人と確認できれば、預金の払戻しに応じると聞いておりますので、詳細については、金融機関の窓口へご相談ください。

なお、届け出印のない場合においても、拇印を認めることとされておりますので、こちらについても金融機関に直接お問い合わせ下さい。

5-3 郵便局窓口での現金払いで労災年金を受領していますが、震災の影響で送金通知書がまだ届いていません。すぐに年金が必要なのですが、どうすればよいでしょうか。

(A)

労災年金の送金通知書については、厚生労働省より各年金受給者の皆様へ簡易書留にて送付しています。

震災により送金通知書が届かない場合、また、送金通知書や年金受け取りに必要な年金証書・印鑑が紛失（消失）した場合であっても、指定の払渡郵便局へ受給権者ご自身が赴き、本人と確認ができれば、年金を受け取ることができます。

運転免許証や健康保険証等、本人であることを証明できるものが持参できない場合には、払渡郵便局へご相談ください。

5-4 震災で年金証書を消失（紛失）してしまいましたが、再発行はできるのでしょうか。

(A)

年金証書を消失（紛失）した場合でも年金証書の再発行を受けることができます。

最寄りの労働基準監督署で「年金証書再交付申請書」をお渡ししますので、速やかに年金の支給決定を受けた労働基準監督署へ提出してください。

なお、労働基準監督署が震災のために閉鎖しているところもあります。その場合には、最寄りの監督署、労働局又は出張相談を行っていますのでご活用ください。

5-5 労災年金を受給していますが、地震により家屋が倒壊したため、親戚へ身を寄せることになりました。何か手続きが必要でしょうか。

(A)

労災年金受給者の住所は、システムにより個別に管理していますので、住所が変更されないままになっていると、年金の振込通知書や定期報告書等、年金受給者宛ての重要な書類が届かない恐れがあります。

したがって、住居を変更される場合には、「年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名・年金の払渡金融機関等変更届」に必要な添付書類（住民票等）を添えて、最寄りの労働基準監督署又は年金の支給決定を受けた労働基準監督署へ提出してください。なお、労働基準監督署が震災のために閉鎖しているところもあります。その場合には、最寄りの監督署、労働局又は出張相談を行っていますのでご活用ください。

また、一時的に避難しているような場合には、最寄りの郵便局へ相談の上、郵送物の転送の手続きを行ってください。

6 診療費関係

6-1 今まで受診していた医療機関が地震による倒壊等のため受診できなくなりました。他の医療機関に受診したい場合はどうすればよいですか。

(A)

療養中の医療機関から他の医療機関へ転医される場合には、転医先の医療機関に、

- ① 労災保険で療養継続中であったこと
- ② 氏名、生年月日、住所

を申し出てください。転医先の医療機関で労災保険での療養が受けられます。

7 義肢等補装具関係

7-1 震災で労災保険から支給された車いすが壊れてしまいました。どうにかならないでしょうか。

(A)

労災保険で支給した車いすについては、耐用年数が経過した場合や壊れてしまった場合には、新たに支給することとしています。

ご相談のように、震災でお使いの車いすが壊れてしまった場合には、耐用年数が過ぎていなくても修理や再支給を行うことができます。詳しくは監督署、労働局や出張相談窓口でご相談ください。

8 その他

8-1 休業補償給付を受けていた父が逃げ遅れて亡くなりました。何か補償はあるのでしょうか。

(A)

労災保険では、労災請求できる方が請求する前や支給決定があるまでに亡くなられたときには、「未支給の保険給付」として遺族の方が請求できます。

この場合には、「未支給の保険給付請求書」に必要な書類を添付して労働基準監督署に提出する必要があります。詳しい手続きは、労働基準監督署、労働局又は出張相談でご相談ください。

9 審査請求関係

9-1 監督署長からの不支給決定に不服があるが、不支給決定通知には、決定があったことを知った日から60日以内に審査請求できるとされていますが、震災によりこの期間内に審査請求できそうもありません。どうしたらよいですか。

(A)

お尋ねのように、労災保険では、審査請求をする場合には、不支給決定があったことを知った日から60日以内に都道府県労働局に置かれた労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に審査請求をしなければいけませんが、正当な理由があつて60日以内に審査請求ができない場合には、その理由を審査官に説明すれば、60日を超えても審査請求ができます。

また、今回の震災では、

- ① 最寄りの監督署への提出
- ② 出張相談を利用したの提出

ができるようにしていますので、ご活用ください。

9-2 現在、審査請求しており、口頭で意見を述べたいのですが、震災で出頭できそうもありません。どうしたらよいでしょうか。

(A)

今回の震災では、労災保険に関する総合的な出張相談を実施しています。この相談窓口で審査請求の意見を述べたいことをお伝えください。相談を受けた者が審査官に伝えて、審査官から直接連絡を取るよういたします。

また、お近くの監督署でも同様の事務処理ができます。

基勞補発0311第9号
平成23年3月11日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

東北地方太平洋沖地震に伴う労災保険給付の請求に係る事務処理について

東北地方北部地震（以下「地震」という。）が本日（3月11日）発生し、これに伴い被災労働者の所属事業場が倒壊あるいは焼失等した場合、労災保険給付の請求に困難を来す場合も予想されることから、労災保険給付の請求に係る事業主の証明等の事務処理については、当面の緊急措置として下記により対応されたい。

記

1 労災保険給付請求に係る事業主証明及び診療担当者の証明

今回の地震により、被災労働者の所属事業場等が倒壊した等の理由から、労災保険給付請求書における事業主証明を受けることが困難な場合には、事業主証明がなくとも請求書を受理すること。

また、被災労働者が療養の給付を受けていた医療機関が倒壊した等の理由から、診療担当者の証明が受けられない場合においては、診療担当者の証明がなくとも請求書を受理すること。

なお、この場合、請求書の事業主証明欄の記載事項及び診療担当者の証明欄の記載事項を請求人に記載させ、当該証明を受けられない事情を付記させること。

2 業務上外等の基本的な考え方

今回の地震による業務上外の考え方については、平成7年1月30日付け「兵庫県南部地震における業務上外等の考え方について」に基づき、業務上外及び通勤上外の判断を行って差し支えない。

したがって、個々の労災保険給付請求事案についての業務上外等の判断に当たっては、天災地変による災害については業務起因性等がないとの予断をもって処理することのないよう特に留意すること。

3 労災保険給付に関する相談等

今回の地震に基づき、労災保険給付請求に係る相談及び請求があった場合については、相談記録票等により把握し、当面の間、相談・請求があった件数を当日に集計し、翌日12時までに当課業務係まで報告すること。

事務連絡第3号
平成7年1月27日

都道府県労働基準局労災主務課長 殿

労働省労働基準局補償課長

兵庫県南部地震に伴う労災保険給付の請求に係る事務取扱いの留意点について

兵庫県南部地震（以下「地震」という。）が本年1月17日に発生し、これに伴い被災労働者の所属事業場が倒壊あるいは焼失し又は被災労働者が療養の給付を受けていた医療機関が倒壊等したものもあり、労災保険給付の請求に困難を来す場合も予想されることから、労災保険給付の請求に係る事業主の証明等の事務取扱いについては、当面の緊急措置として、下記により対応されたい。

記

1 労災保険給付請求に係る事業主の証明について

事業主の証明のない労災保険給付等請求書の取扱いについては、昭和60年5月31日付け事務連絡第23号「事業主の証明のない保険給付等請求書の取扱いについて」等により指示しているところであるが、今回の地震により、被災労働者の所属事業場が倒壊した等の理由から、労災保険給付請求書における事業主の証明を受けることが困難な場合には、事業主の証明がなくとも請求書を受理して差し支えない。

この場合、請求書の事業主証明欄の記載事項を請求人に記載させ、事業主の証明を受けられない事情を付記させること。

2 休業（補償）給付請求に係る診療担当者の証明について

休業（補償）給付のうち、従来から継続して給付されているものについて請求がなされた場合、今回の地震により、被災労働者が療養の給付を受けていた医療機関が倒壊した等の理由から、診療担当者の証明が受けられない場合においては、被災者の傷病名等から継続して療養していたことが推認し得るものについては、診療担当者の証明がなくとも請求書を受理して差し支えない。

この場合、診療担当者の証明欄の記載事項を請求人に記載させ、当該証明を受けられない事情を付記させること。

3 休業（補償）給付の受給者の傷病の状態等に関する報告について

労働者災害補償保険法施行規則第19条の2に基づく、休業（補償）給付の受給者の傷病の状態等に関する報告書（以下「報告書」という。）については、今回の地震により、医療機関が倒壊した等の理由から、傷病の名称、部位及び状態に係る医師等の診断書が得られない場合には、休業（補償）給付請求書に報告書を添付しなくとも差し支えない。

この場合、報告書が添付できない事情を付記させるとともに、診断書が取得され次第、報告書を所轄労働基準監督署長に提出させること。

4 通院費の取扱いについて

通院費の請求のうち、今回の地震により従前通院していた医療機関が倒壊した等の理由から、傷病労働者の住居地等から4キロメートルを超える医療機関へ通院せざるを得ない場合についても、昭和37年9月18日付け基発第951号「移送の取扱いについて」の記の1の移送の範囲として、取り扱って差し支えない。

5 本省協議について

本内かんによって判断することが適当でないと認められる場合にあっては、本省と協議すること。

事務連絡第4号
平成7年1月30日

都道府県労働基準局労災主務課長 殿

労働省労働基準局補償課長

兵庫県南部地震における業務上外等の考え方について

兵庫県南部地震（以下「地震」という。）の発生に伴い、今後、多数の労災保険給付に係る相談や請求が予想される場所であるが、今回の地震における業務上外等の考え方については、下記に留意することとされたい。

記

1 業務上外等の基本的な考え方について

天災地変による災害に係る業務上外の考え方については、従来より、被災労働者が、作業方法、作業環境、事業場施設の状況等からみて危険環境下にあることにより被災したものと認められる場合には、業務上の災害として取り扱っているところであり、昭和49年10月25日付け基収第2950号「伊豆半島沖地震に際して発生した災害の業務上外について」においても、この考え方に基づいて、個々の事例について業務上外の考え方を示したものであること。

したがって、今回の地震による災害についても、従来からの基本的な考え方に基づいて業務上外の判断を行うものであること。

なお、通勤途上の災害についても、業務災害と同様、通勤に通常伴う危険が現実化したものと認められれば、通勤災害として取り扱うものであること。

また、個々の労災保険給付請求事案についての業務上外等の判断に当たっては、天災地変による災害については業務起因性等がないとの予断をもって処理することのないよう特に留意すること。

2 労災保険給付に係る相談等の対応について

今回の地震による被災者及び遺族から労災保険給付に係る相談等があった場合には、前記1の基本的な考え方に基づいて、業務災害あるいは通勤災害となるケースを挙げながら適切に説明し、地震災害は業務災害あるいは通勤災害とは認められないとの誤解を与えることのないようにするとともに、個々の事案の業務上外等の判

断については、請求書が提出された後に行うものであることを併せて説明すること
(別添「地震による災害の業務災害又は通勤災害の考え方」参照。)

また、労災保険給付に係る相談に対しては、親切、丁寧な対応を心掛けるとともに、請求書の提出があった場合には、迅速・適正な処理を行うこと。

なお、請求書等の取扱いについては、平成7年1月23日付け基発第27号「兵庫県南部地震に伴う労災診療の取扱いについて」、平成7年1月27日付け補償課長事務連絡第3号「兵庫県南部地震に伴う労災保険給付の請求に係る事務取扱いの留意点について」等に示したところであり、これらに留意し適切に対応すること。

(別添)

地震による災害の業務災害又は通勤災害の考え方

1 業務災害

地震により、業務遂行中に建物の倒壊等により被災した場合にあっては、作業方法や作業環境、事業場施設の状況などの危険環境下の業務に伴う危険が現実化したものと認められれば、業務災害となる。

2 通勤災害

業務災害と同様、通勤に通常伴う危険が現実化したものと認められれば、通勤災害となる。

なお、上記1及び2は、従来の考え方に基づくものであり、変更したものではない。

地震による災害事例

1 業務災害

事例1 作業現場でブロック塀が倒れたための災害

ブロック塀に補強のための鉄筋が入っておらず、構造上の脆弱性が認められたので、業務災害と認められる。

事例2 作業場が倒壊したための災害

作業場において、建物が倒壊したことにより被災した場合は、当該建物の構造上の脆弱性が認められたので、業務災害と認められる。

事例3 事務所が土砂崩壊により埋没したための災害

事務所に隣接する山は、急傾斜の山でその表土は風化によってもろくなっていた等不安定な状況にあり、常に崩壊の危険を有していたことから、このような状況下にあった事務所には土砂崩壊による埋没という危険性が認められたので、業務災害と認められる。

事例4 バス運転手の落石による災害

崖下を通過する交通機関は、常に落石等による災害を被る危険を有していることから、業務災害と認められる。

事例5 工場又は倉庫から屋外へ避難する際の災害や避難の途中車庫内のバイクに衝突した災害

業務中に事業場施設に危険な事態が生じたため避難したものであり、当該避難行為は業務に付随する行為として、業務災害と認められる。

事例6 トラック運転手が走行中、高速道路の崩壊により被災した災害

高速道路の構造上の脆弱性が現実化したものと認められ、危険環境下において被災したものとして、業務災害と認められる。

2 通勤災害

事例1 通勤途上において列車利用中、列車が脱線したことによる災害

通勤途上において、利用中の列車が脱線したことは、通勤に通常伴う危険が現実化したものであることから、通勤災害と認められる。

事例2 通勤途上、歩道橋を渡っている際に足をとられて転倒したことによる災害

通勤途上において、歩道橋を渡っている際に転倒したことは、通勤に通常伴う危険が現実化したものであることから、通勤災害と認められる。

基勞補発0314第1号
平成23年3月14日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

東北地方太平洋沖地震に伴う労災診療の取扱いについて

今般の東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）に伴う労災保険給付の請求に係る事務処理については、平成23年3月11日付け基勞補発0311第9号により既に指示したところであるが、業務上災害等を受けた傷病労働者及び医療機関の倒壊等により転医した傷病労働者が生じている状況にある。

これらの傷病労働者にあつては、その所属事業場が焼失あるいは倒壊しているところもあり、また、所属事業場の再建にも相当の時間を要することから、「療養（補償）給付たる療養の給付請求書」（様式第5号又は様式第16号の3）及び「療養（補償）給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届」（様式第6号又は様式第16号の4）（以下「請求書等」という）の提出が困難な場合が考えられる。

については、このような場合でも傷病労働者の保護及び医療の確保に万全を期す観点から、当面の緊急措置として、当該請求書等の提出がない場合であっても、労災病院及び労災保険指定医療機関（以下「指定医療機関等」という。）で受診することができることとしたので、下記に留意の上、その取扱いに遺漏なきよう期されたい。

記

- 1 新たに療養の給付等の対象となる者の請求手続については、傷病労働者の氏名、生年月日、住所、事業の名称、事業場の所在地、災害発生年月日、簡単な災害発生状況を任意様式で記載すれば足りること。

また、既に労災保険給付の対象であつて療養を継続している者の転医の手続については、労災保険制度の対象者であることの申し出、氏名、生年月日、住所等を医療機関が確認することにより受診できるものとする。

については、貴局管内の傷病労働者及び指定医療機関等に対して、都道府県医師会と連携する等により当該取扱いの周知を図ること。

2 指定医療機関等以外の医療機関（以下「非指定医療機関」という。）の取扱いについては、以下の（１）～（４）に留意すること。

（１）労災保険指定医療機関の指定の遡及

非指定医療機関から、傷病労働者の受診の相談があった場合には、当該医療機関の医療体制等を確認した上で、労災保険指定医療機関の指定申請を遡及して行うことで傷病労働者に自己負担させることのないように説明すること。

（２）傷病労働者からの相談

傷病労働者から、指定医療機関等について相談を受けた場合には、療養可能な指定医療機関等の情報提供に努めること。

なお、やむを得ず非指定医療機関で療養する場合には、上記１と同様の取扱いに努めること。

（３）都道府県医師会との連携

都道府県医師会に対して、非指定医療機関に傷病労働者が受診した場合には、当該医療機関から都道府県労働局へ可能な限り速やかに連絡するよう要請を行うとともに、労働局においても管内の非指定医療機関に対し周知を行うこと。

（４）労災保険指定医療機関の指定申請の勧奨

震災地域の労災保険指定医療機関においては、療養可能な機関の減少が想定されることから、必要に応じて非指定医療機関に対して指定申請の勧奨を行うこと。

3 本省報告

上記１、２の取扱いのほか、労災診療に係る取扱いに関して本通達に定めのない事項、例えば放射性物質へのばく露に係る検査費用等の相談があった場合には、当該医事係に報告すること。